

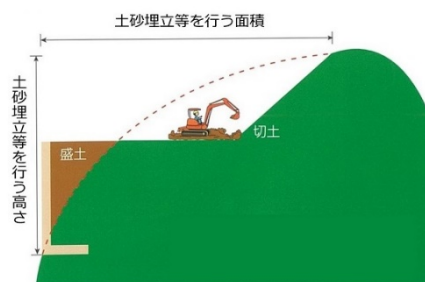
福岡市内で盛土等の工事をする場合、許可等が必要になることがあります！

令和7年5月26日に、福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例(通称：福岡市土砂条例)は廃止され、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)による規制に移行します。

令和7年5月25日までに、盛土等の工事に着手する場合は、引き続き福岡市土砂条例が適用されます。下記の規模以上となる場合は、**許可が必要になる**ことがあります。速やかに担当部署(農林水産局総務農林部森づくり推進課)へ、お問い合わせください。

【福岡市土砂条例の許可が必要になる規模】

- ・盛土又は切土の高さ5 m超の場合
- ・盛土又は切土の面積1,000㎡超



福岡市土砂条例の許可申請の締切は令和7年3月31日です！

令和7年5月26日以降に、盛土等の工事に着手する場合は、盛土規制法が適用されます。下記の規模以上となる場合は、**届出又は許可が必要になる**ことがあります。詳しくは担当部署(住宅都市局建築指導部盛土指導課)へ、お問い合わせください。

【盛土規制法の、許可又は届出が必要な盛土等の規模の例】

- ・盛土で高さ1 m超の崖を生じるもの
- ・切土で高さ2 m超の崖を生じるもの
- ・盛土と切土を同時に行い、高さ2 m超の崖を生じるもの
- ・盛土で高さ2 m超
- ・盛土又は切土の面積500㎡超
- ・土石の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超
- ・土石の堆積の面積500㎡超

【お問合せ先】

福岡市土砂条例について：農林水産局 総務農林部 森づくり推進課

Tel092-711-4846 福岡市役所14階

盛土規制法について：住宅都市局 建築指導部 盛土指導課

Tel092-707-3902 福岡市役所4階

(令和7年1月時点)